

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公表番号】特表2019-525795(P2019-525795A)

【公表日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-037

【出願番号】特願2018-568892(P2018-568892)

【国際特許分類】

A 6 1 M 35/00 (2006.01)

A 6 1 M 39/10 (2006.01)

A 6 1 J 1/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 35/00

A 6 1 M 39/10 1 0 0

A 6 1 J 1/05 3 1 3 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用製品の滴下のための医療用デバイス(100)であって、

- 中空円筒形の本体(10)と、

- 前記中空円筒形の本体(10)の内側で摺動自在に移動でき、かつ、ゴムワッシャ(40)が固定される頭部(21)を備える、ロッド(30)であって、前記ワッシャは、前記ロッド(30)の摺動中、前記中空円筒形の本体(10)の内表面に接触してあり、異なる直径の2つの部分(22、24)として形成されるロッド(30)と

から成り、

- 前記デバイス(100)が、中空円筒形の本体(10)とロッド(20)との間に、前記ロッド(20)のより大きい円形断面を持つ前記部分(22)の通過を妨げる止め具(32)が設けられる密閉ブッシュ(30)を備え、前記密閉ブッシュ(30)は、前記中空円筒形の本体(10)内に形成された相補的なかみ合い結合する手段(17)と協働するように構成されたかみ合い結合する手段(34)を備えることを特徴とするデバイス(100)。

【請求項2】

前記中空円筒形の本体(10)は、前記中空円筒形の本体(10)の内径よりも小さい内径を持つ前端部分(12)を有し、機械的な止め具(19)が、前記前端部分(12)上に画定されている請求項1に記載のデバイス(100)。

【請求項3】

前記ロッド(20)のより大きい円形断面を持つ前記部分(22)は、前記止め具(32)と前記機械的な止め具(19)との間に限定されたストロークを有する請求項2に記載のデバイス(100)。

【請求項4】

前記前端部分(12)は、使用者による前記デバイス(100)の把持を改善するよう設計された多角形の形状の外表面(15)を有する請求項2または3に記載のデバイス

(1 0 0)。

【請求項 5】

前記中空円筒形の本体(10)は、前記密閉ブッシュ(30)を収容するための座(13)を画定する後端部分(14)を有する請求項1乃至4のいずれか一項に記載のデバイス(100)。_____

【請求項 6】

前記密閉ブッシュ(30)の前記かみ合い結合する手段(34)は、前記密閉ブッシュの外表面(33)上に形成された1対の溝(34)から成り、前記中空円筒形の本体(10)の前記相補的なかみ合い結合する手段(17)は、前記中空円筒形の本体(10)の前記後端部分(14)の内表面(18)上に形成されたリブ(17)から成り、またはその逆である請求項1に記載のデバイス(100)。

【請求項 7】

前記ロッド(20)の自由端部(26)において前記ロッド(20)と結合され得るスライダ(50)も備える請求項1乃至6のいずれか一項に記載のデバイス(100)。

【請求項 8】

前記スライダ(50)は、前記ロッド(20)の前記自由端部(26)を収容するための座(51)を画定する中空の本体(52)を備える請求項7に記載のデバイス(100)。

【請求項 9】

前記スライダ(50)は、前記ロッド(20)に形成された相補的なかみ合い結合する手段(27)と協働するように構成された少なくとも1つのかみ合い結合する手段(53)を有する請求項8に記載のデバイス(100)。

【請求項 10】

前記スライダ(50)の前記かみ合い結合する手段(53)は、前記座(51)の内表面上に形成された1対の溝(53)から成り、前記ロッド(20)の前記相補的なかみ合い結合する手段(27)は、前記ロッド(20)の前記自由端部(26)に形成された1対のリブ(27)から成り、またはその逆である請求項9に記載のデバイス(100)。